【資料３－２】

表３　別表１及び別表3の補助事業の基準ホに基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要（令和8年度）

長　　野　　県

番号	系統名	理　　由	運行回数	
			土曜	日曜祝日
5	西部幹線 （三岳系統）	当該路線の目的は、主として木曽町（三岳地区）及び王滝村住民の通院・買物・通学・通勤のためであるが、土曜・休日については通院・通学・通勤の需要が低減するため、運行回数が3回未満（1回）であっても支障がない。	1	1
7	南部幹線 （坂下系統）	当該路線の目的は、主として上松町、大桑村及び南木曽町住民の通院・買物・通学・通勤のためであるが、土曜・休日については通院・通学・通勤の需要が低減するため、運行回数が3回未満（2回）であっても支障がない。	2	2